

青森県報

第二千八百八十五号

平成二十年
一月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………(同) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(下北地域局) ……二
- 公 告……………(県 民 生 活 課) ……三
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県 民 生 活 課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 局) ……三
- 右 同……………(下 北 地 域 局) ……三
- 教育委員会……………(同) ……四
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(総合学校教
育センター) ……四
- 右 同……………(同) ……四

告 示

示

青森県告示第三十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	社会福祉法人 人信泉会
	主たる事務所の所在地	十和田市大字洞内字長田六〇の六
障害福祉サービスの種類	名 称	居宅介護・重度訪問介護
	行 う 事 業 所	介護老人保健施設とわだ
障害福祉サービス事業を廃止年月日	名 称	社会福祉法人 人信泉会
	所在地	十和田市大字洞内字長田六〇の六
		平成一九・二・三〇

青森県告示第三十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から相談支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名 称	社会福祉法人 美景会
	主たる事務所の所在地	弘前市大字百沢字東岩木山三三三八の二
相談支援事業を行う事業所	名 称	障害者相談支援事業所大石の里
	所在地	弘前市大字百沢字東岩木山三三三八の二
		平成一九・二・三〇

青森県告示第三十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う障害福祉事業者	名 称	名 称	指 定 年 月 日
合同会社 グート	ケアプラン センタリー オードリー	主たる事務所の所在地	所 在 地	平成二〇・一・一
八戸市大字中居 林字雷三の一八	八戸市大字新井 田字松山中野場 三五の二二	居宅介護 問・重度訪	八戸市大字廿三日 八	二〇・一・七
医療法人 清照会	医療法人清 照会障害者 就労移行支 援事業所と いたくみなと 支援	就労移行 支援	八戸市大字廿三日 八	二〇・一・七

青森県告示第三十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	相談支援事業を行う事業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地	相談支援事業を行う事業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

青森県告示第四十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 みやぎ会	八戸市大字尻内町 字鴨ヶ池九六の三	障害者相談支 援事業所大石 の里	弘前市大字百沢字 東岩木山三一三八 の二	平成二〇・一・一
社会福祉法人 やすらぎ会	八戸市大字松館字 田の平一九の一	松館療護園相 談支援事業	八戸市類家四丁目 三の一	"

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧	場 所
加入区 名 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	場 所
脇野沢	むつ市脇野沢新井田二八番地 立石 政 男 むつ市脇野沢蛸田二二番地三 杉 本 光 弘 むつ市脇野沢寄浪一五番地二 松 浦 正 和	脇野沢村漁 業協同組合
猿ヶ森	下北郡東通村大字猿ヶ森字家ノ上二〇番地二 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六番地 下北郡東通村大字猿ヶ森字尻尻道五〇番地	猿ヶ森漁業 協同組合
	期 間	同右
	期 間	平成二十年一月二十三日から同年二月六日まで

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森海友連合会

三 代表者の氏名

福井 久良

四 主たる事務所の所在地

青森市大字野内字菊川五七の五四

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県において、青森県民や青森県の海と河川を活用しようとする人びとを対象に、市民の海や河川とのかかわりを促進することによって、海と河川とを活用した地域づくりを促進し、美しい地域の環境を次世代の子どもたちに継承する活動を行ない、まちづくりの促進と地域経済の活性化・雇用の促進・環境の保全・防災や安全活動の推進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社セブロード

二 代表者の氏名 太田 宏明

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字西城北一丁目二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二二八九六号

五 取消年月日 平成二十年一月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十九年十二月二十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 竹中建設工業

二 氏名 竹中 貞夫

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字白糠字赤平五三〇の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七六七四号

五 取消年月日 平成二十年一月十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、鋼構造物、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十九年十二月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月二十三日

青森県総合学校教育センター所長 田 辺 哲 彦

- 一 特定役務の名称及び数量
ASNセンター機能整備機器の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総合学校教育センター
青森市大字大矢沢字野田八 の二
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年十一月十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士通リース株式会社東北支店
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目三の二二
- 六 契約金額
百八十三万九千六百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月二十三日

青森県総合学校教育センター所長 田 辺 哲 彦

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算機及びソフトウェア等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総合学校教育センター
青森市大字大矢沢字野田八 の二
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年十二月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 六 契約金額
八十六万三千七百円
- 七 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に想定する仕様が適格であると判断した応札仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成十九年十一月十六日

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	